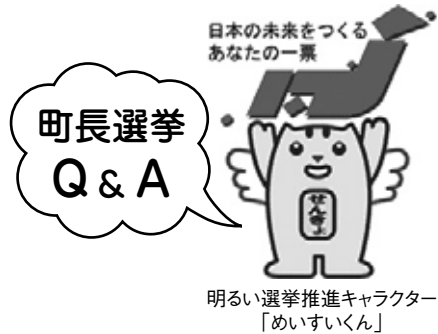


11月30日(日)は、阿久比町長選挙の投票日です

私たちの住んでいるまちの町長を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を、明日のよりよい町政のために活かしましょう。

問い合わせ先
阿久比町選挙管理委員会
☎(48)1111 (内230・341)



明るい選挙推進キャラクター「めいすいくん」

- Q 入場券がなくても投票はできますか？
- A 入場券がなくても選挙人名簿に登載されていれば投票を行うことができます。投票所でその旨を申し出てください。



東部小3年 津兼良堂さんの作品

- Q 投票日に旅行することになったのですが、投票はできますか？
- A 中央公民館で期日前投票を行うことができます。投票日当日に仕事などがある人も、同様に期日前投票を行うことができます。

- Q 小さな子どもがいても投票はできますか？
- A 投票所には、選挙人本人しか入れないわけではありません。小さな子どもでも保護者と一緒であれば大丈夫です。

- Q 町外に転出することになったのですが、投票はできますか？
- A 今回の選挙では、投票を行う日に阿久比町に住所がないと投票を行うことができません。

- Q 投票日に入院中ですが、どうしたら投票できますか？
- A 入院先の病院が、不在者投票施設として指定を受けていれば、病院で投票することができます。病院へ直接おたずねいただき、投票する意思をお伝えください。

期日前・不在者投票

11月30日の投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票制度を利用してください。

- 期間 11月26日(水)～29日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 中央公民館 (新庁舎建設工事に伴い、入口は、北側のみとなります。また、中央公民館北側に駐車できないときは、オアシスセンター北臨時駐車場または駅前ガソリンスタンド西隣職員駐車場(右図)をご利用ください。)

- ※ 指定病院や他の市区町村選挙管理委員会でも不在者投票ができます。
重度の身体障害者などの方で、一定条件に該当する方は、郵便による投票制度もあります。

